

令和元年改正意匠法の運用に関する Q&A（関連意匠以外の事項）

はじめに

この Q&A は、令和元年改正意匠法(注)に基づく意匠審査の運用等に関して、ユーザーの皆様から寄せられるご質問への回答をまとめたものです。令和 2 年 4 月 1 日の改正意匠法の施行以降に出願される、意匠登録出願を対象としています。なお、関連意匠に関する事項については、別途「関連意匠制度の拡充に関する Q&A」としてまとめているので、そちらをご参照下さい。

今後も皆様からのご質問等に対応し、必要に応じて追加等を行っていく予定です。

注：令和元年 5 月 17 日に法律第 3 号として公布された「特許法等の一部を改正する法律」に基づくもの。
以下、本 Q&A においては、この改正によって改正された意匠法を「改正意匠法」といいます。

目次

建築物の意匠について

- 問 1. 建築物の意匠の一部を構成する自然物について、例えば樹木の種類や枝ぶりの違いは、新規性の判断に影響を及ぼすこととなるのですか？

内装の意匠について

- 問 2. 意匠制度における「内装」の定義と、商標制度における「内装」の定義は異なるのですか？

組物の意匠について

- 問 3. 意匠登録の対象となる組物の意匠には、どのようなものがあるのですか？
- 問 4. 建築物の意匠と画像意匠との両方を含む組物の意匠や、物品と画像意匠の両方を含む組物の意匠を出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄にどのように記載すれば良いのですか？

その他

- 問 5. 建築物の意匠、画像意匠など、物品の意匠ではない意匠を出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄の表記自体も、物品の場合とは異なる表記をする必要があるのでしょうか？

建築物の意匠について

【問 1】 建築物の意匠の一部を構成する自然物について、例えば樹木の葉形や枝ぶりの違いは、新規性の判断に影響を及ぼすこととなるのですか？

【答】 新規性の判断のために、先行する公知意匠と出願された意匠との間で類否判断を行う際は、対比する両意匠の間に、樹木の種類等の違いに由来する葉形や樹形の違いなどが見受けられたとしても、それらは意匠の特徴として考慮されず、類否判断に与える影響は小さくなります。

より詳しくは、意匠審査基準「[第IV部 第2章 建築物の意匠 6.2.4 建築物の一部に意匠を構成する自然物等が含まれている場合の形状等の評価](#)」をご参照下さい。

内装の意匠について

【問 2】 商標法の下においても「内装」が登録対象となるとのことですが、意匠法における「内装」と、定義は異なるのですか？

【答】 「内装」とは、広辞苑 において「建築物などの、内部の設備・装飾。」とされており、商標審査基準においても、それに則した解釈がなされています。

意匠法上「内装」の意匠は、「店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾」（意匠法第8条の2）と規定されており、商標審査基準における「内装」の意味内容と文言上概ね一致しています。

しかしながら、意匠法の下で、内装の意匠として登録を受けることができる意匠は、「内装を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠」（物品、建築物又は画像を複数組み合わせたもの）であり、かつ、内装全体として統一的な美感を起こさせるものに限られます（意匠法第8条の2）。

このため、例えば、「壁、床、天井のみからなる」建築物のみの形状等は、意匠法上の「内装の意匠」には該当しません（建築物の部分意匠としての保護は可能）。他方、商標審査基準においては「内装」に該当し、立体商標として保護の対象となり得ます。

意匠法上の「内装の意匠」への該当性要件について、より詳しくは、意匠審査基準「[第IV部 第4章 内装の意匠 6.1.1 意匠を構成するものであること](#)」をご参照下さい。

（参考）該当条文

意匠法第8条の2 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

組物の意匠について

【問3】 意匠登録の対象となる組物の意匠には、どのようなものがあるのですか？

【答】 意匠登録の対象となる組物の意匠は、意匠法施行規則別表に記載された、4 3の組物の意匠です。各組物の意匠に含むことができる構成物品等については、その例を意匠審査基準の別添「[組物の構成物品の例](#)」に記載しています。

意匠登録の対象となる組物の意匠は、上記の意匠法施行規則別表に記載された4 3の組物の意匠に限られ、それ以外のものについては意匠登録を受けることができませんが、それぞれの組物の意匠に含めることができる構成物品等については、上記の意匠審査基準別添「組物の構成物品の例」に限られず、組物の意匠としてのその他の登録要件（※）を満たしている場合には、任意に含めることができます。

※ 組物の意匠の登録要件等については、意匠審査基準「[第IV部 第3章 組物の意匠](#)」をご参照下さい。

（参考）意匠法施行規則別表については「[意匠法施行規則別表](#)」をご覧ください。

【問4】 新たな保護対象を構成物品等を含めた組物の意匠を出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄にどのように記載すれば良いのですか？

【答】 複数の建築物を組み合わせた建築物の場合、及び、建築物と物品又は画像（物品と画像のいずれも含む場合を含む）を組み合わせた組物の意匠の場合は、「意匠に係る物品」の欄に「一組の建築物」と記載します。

物品と画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、「意匠に係る物品」の欄に、意匠法施行規則別表のうち、物品に応じた組物を記載します。

複数の画像を組み合わせた組物の意匠については、「意匠に係る物品」の欄に「一組の画像セット」と記載します。

（参考）「意匠に係る物品」の欄に記入する組物の意匠の選択方法

	物品	建築物	画像
物品	一組の○○セット (主たる物品を優先して別表第二から選択)		
建築物	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の建築物	
画像	一組の○○セット (物品を優先して別表第二から選択)	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の画像セット

※ 物品、建築物及び画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、「一組の建築物」とする。

その他

【問5】改正意匠法により、新たに意匠法の保護対象となった画像意匠、建築物の意匠など、物品の意匠ではない意匠を出願する場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄の表記自体も、物品の場合とは異なる表記をする必要があるのでしょうか？

【答】 いずれの意匠の場合であっても、願書の「意匠に係る物品」の欄を使用してください。

なお、「意匠に係る物品」の欄には、それぞれの意匠に合わせた以下のものを記載します。

- ① 物品の意匠の場合：物品
例：「封筒」、「肩掛けかばん」等
- ② 改正意匠法により新たに意匠法の保護対象となった画像意匠の場合：画像の用途
例：「設定用画像」、「チェックボックス用画像」等
- ③ 建築物の意匠の場合：建築物の用途
例：「野球場」、「保育所」等
- ④ 内装の意匠の場合：施設の内部であることが明らかとなる内装の意匠の用途
例：「住宅用リビングの内装」、「喫茶店の内装」等

(参考) 上記①から④の記載例については、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の別添「[意匠に係る物品等の例](#)」をご参照下さい。

上記④の記載例については、意匠審査基準「[第IV部 第4章 内装の意匠 5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載](#)」もご参照下さい。